

## 平成28年度から軽自動車税の税率が変わります

地方税法の改正に伴い、平成28年4月1日から軽自動車税の税率が、つぎのとおり変更になります。

○原動機付自転車、軽二輪、小型特殊自動車等

車 種 区 分		年 税 額	
		変更前	変更後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪の軽自動車	125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

○三輪以上の軽自動車

車 種	年 税 額		
	平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以降に登録	初期登録から13年経過した車両
三輪の軽自動車	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用軽自動車	営業用	5,500円	6,900円
	自家用	7,200円	10,800円
四輪貨物軽自動車	営業用	3,000円	3,800円
	自家用	4,000円	5,000円

○軽課税率（グリーン化特例平成28年度のみ）

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に新車新規登録をした車両で、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両については、平成28年度のみ下の表の税額が適用されます。

車 種	年 税 額		
	概ね75%軽減 (ア)	概ね50%軽減 (イ)	概ね25%軽減 (ウ)
三輪の軽自動車	1,000円	2,000円	3,000円
四輪乗用軽自動車	営業用	1,800円	3,500円
	自家用	2,700円	5,400円
四輪貨物軽自動車	営業用	1,000円	1,900円
	自家用	1,300円	2,500円

(ア) 電気自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス10%低減）

(イ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車  
 貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車  
 貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+15%達成車

※ 軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

乗らなくなった原動機付自転車等は廃車手続きを、譲渡した場合は名義変更の手続きをおこなってください。

問い合わせは、牟岐町役場 税務会計課（電話：72-3410）まで

## お住まいの地域で、健康体操してみませんか?!

お住まいの地域で近所の人と自主的に集まり、筋肉をつける体操をしてみませんか?

平成28年度中に、徳島文理大学 理学療法学科 鶯春夫先生が、健康寿命を延ばす体操を地域に出向いて、紹介・指導してまいります。

ご希望等がある方は、牟岐町地域包括支援センターまでご連絡ください。

問い合わせ先

牟岐町地域包括支援センター TEL (0884) 72-1233

